

関西防災・減災プラン案について

1 プランの趣旨

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、関西広域連合規約に基づき、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対して、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定する。

2 策定方針

- (1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン
- (2) 府県民にわかりやすいプラン
- (3) 充実・発展型のプラン

3 対象災害

被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害（地震・津波災害、風水害、感染症、その他鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案）を対象とする。

また、災害対応を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び福井・三重・奈良の連携県の区域）内を中心に圏域外の災害対応の応援についても必要に応じて実施する。

4 広域連合の役割

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行うとともに、平常時には、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

5 プランの特徴

- (1) 構成府県が実施する災害応援・受援の連携・調整のしくみを定めるプラン

構成府県が実施する災害応援だけではなく、東日本大震災での教訓を踏まえ、支援が円滑に実施されるための受援の連携・調整についても定める。

- (2) 構成府県、市町村だけでなく、防災・減災に取り組む企業、ボランティア団体、府県民にも参考にされるプラン

大規模広域災害が発生すれば、行政の対応だけでは限界があることから、官民一体となった連携が必要になる。このため、防災・減災に積極的な企業、災害発生時に大きな役割を果たすボランティア団体、さらには、一般の府県民にも参考にされるプランとし、防災・減災の裾野を広げていく。

- (3) 企業・関係団体等との連携・協力を進めるプラン

大規模広域災害が発生すれば、企業や関係団体等の連携・協力が不可欠となることから、これらの企業・団体との連携・協力のあり方についてあらかじめ定めるプランとする。

(4) 原子力災害対策や感染症対策についても定めるプラン

自然災害だけではなく、目に見えない放射能という脅威にさらされる原子力災害、さらには、迅速かつ広域的な感染症拡大防止対策が非常に重要視される新型インフルエンザなど感染症対策についても定めるプランとする。

なお、原子力災害対策編について、平成 23 年度は、今後検討すべき項目を記載した概括的・骨格的な計画を策定する。

(5) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえたプラン

初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、東日本大震災に対する支援の基本方針を決定し、後に、非常に効果的な支援に繋がったことから、この経験と教訓を踏まえたプランとする。

(6) 東日本大震災の経験と教訓を踏まえたプラン

東日本大震災の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえ、大規模広域災害への支援のあり方、具体的には、迅速かつ的確な支援に繋がったカウンターパート方式、被災地のニーズ等を直接把握する現地支援本部の設置、救援物資の迅速・的確な調達・配送のしくみづくり、行政機能に打撃を受けた自治体を支援するしくみづくりなどについて定めるプランとする。

6 スケジュール

時 期	内 容
5 月	計画策定委員会（論点の整理）
7 月	計画策定委員会(骨格案の検討) 広域連合委員会（中間報告）
8 月	広域連合議会（中間報告）
11 月	計画策定委員会（素案の検討）
1 月	計画策定委員会（案のとりまとめ）
1 月	広域連合委員会（最終案の報告・意見交換）
3 月	広域連合議会（報告） 関西防災・減災プランの公表

7 その他

平成 24 年度は、次の から とおりプランの修正・策定等を行う。

地震・津波災害対策編は、国の新しい東海・東南海・南海地震の被害想定調査結果等を踏まえて修正する。

原子力災害対策編は、国の福島第 1 原子力発電所事故の検証結果や国の防災指針の見直しを踏まえて、本格的な計画を策定する。

風水害対策編、感染症対策編については、平成 24 年度以降順次策定する。
また、プランについては、不断の見直しを行い、必要に応じて修正する。